

尼崎士族会文書概要

- 1: 文書群番号 070002
- 2: 文書群名 尼崎士族会文書
- 3: 出所 尼崎士族会
- 4: 家業・役職等 尼崎藩松平氏旧家臣
- 5: 地名 摂津国川辺郡尼崎／兵庫県川辺郡尼崎町／内尼崎町／尼崎市
- 6: 行政区分 尼崎藩領／兵庫県第9区／尼崎町戸長役場／尼ヶ崎町／尼崎市
- 7: 歴史
明治2年(1869)6月、維新政府は、諸藩主は華族、藩士は一門以下平士にいたるまですべて士族と称するよう令達した。尼崎藩では一門の桜井忠頼以下529人の藩士が士族となり、下級の藩士608人を卒と称した。
廃藩置県後、明治政府は、士族・卒の区分を廃し、世襲のものを士族、一代限り抱えのものを平民とすることを布達した。これによって旧尼崎藩の士族は773人となった。
士族会については、団体の性格等不明な点が多い。しかし、本文書群から、士族会が、尼崎藩士族の共有財産管理のほか、旧尼崎城郭の内堀を利用した養魚場経営、葬儀会社経営などの事業を行っていたことがわかる。士族子弟への教育資金援助も行っていた。
さらに、桜井神社（尼崎藩主桜井松平氏の祖・桜井信定および松平氏の歴代尼崎藩主7柱を祭る神社）及び近代以降の旧藩主家である桜井家と、旧藩士との密接な関係もうかがえる。
- 8: 伝来 昭和46年に山下秀夫氏が市史編集室に寄贈。
- 9: 史料入手先 山下秀夫氏
- 10: 点数 66点(目録件数60件)
- 11: 年代 明治32年(1899)～昭和23年(1948)
- 12: 構造と内容 本文書群は、士族会の会運営に関する文書からなる。具体的には、旧城郭の堀を利用した士族養魚場経営の関連文書、旧城郭内土地払下げ契約に関する文書、大正～昭和期における士族総会の記録及び同総会関連の書類綴り等がある。
- 13: 関連史料 なし
- 14: 閲覧条件 原本
- 15: 作成者 河野未央